

箕 面 市 第 2 号
平成 29 年(2017 年)9 月 6 日

箕面グリーンロード利用税創設検討委員会
委員長 小西 砂千夫 様

箕面市長 倉 田 哲 郎

(仮称) 箕面グリーンロード利用税の創設について (諮問)

箕面グリーンロード利用税創設検討委員会設置条例第 2 条の規定に基づき、
下記の事項について貴検討委員会の意見を求めます。

記

(諮問事項)

別紙 (仮称) 箕面グリーンロード利用税について

(諮問理由)

箕面グリーンロードは、平成 30 年春に全線開通 (高槻-神戸間) する新名
神高速道路との接続により、大阪都心部と全国を結ぶ広域幹線道路として交通
利便性が格段に向上し、本市への来訪者の大幅な増加が見込まれます。

一方、交通量の増加により更なる渋滞や本市の生活環境・自然環境の悪化が
懸念されるため、これらに対応するさまざまな施策を幅広く講ずる必要があり
ます。

これらを踏まえ、新たな財源を確保することを目的に、箕面グリーンロード
の利用に対し応分の負担を求めるため、新たな市税 (法定外普通税) の仕組み
についてご審議をお願いするものです。

(別紙)

(仮称)箕面グリーンロード利用税について

| | | | |
|------------|--|---------|------|
| 課税団体名 | 大阪府 箕面市 | | |
| (イ)税目 | 箕面グリーンロード 利用税 | (ロ)徴収方法 | 特別徴収 |
| (ハ)課税客体 | 箕面グリーンロード利用者 | | |
| (ニ)税収の使途 | | | |
| (ホ)課税標準 | 箕面グリーンロードを通行する台数 | | |
| (ヘ)納税義務者 | 箕面グリーンロードを利用して、通行料金を支払う者 | | |
| (ト)税率 | 通行1台1回につき50円 | | |
| (チ)収入見込額 | 年間約237,250,000円 | | |
| (リ)非課税事項 | 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第24条第1項ただし書きに規定する緊急車両 | | |
| (ヌ)徴税費用見込額 | 不明 | | |
| (ル)課税を行う期間 | 5年間(その後の延長については、社会情勢等を踏まえて検討) | | |
| (ヲ)その他必要事項 | | | |